

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（代理権の証明）</p> <p>第五条 法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならぬ。</p> <p>一 第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条1)の規定による締約国（以下「指定国」という。）の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ</p> <p>二 国際予備審査を請求する者が国際予備審査請求書においてする代理人又は代表者の選任の届出</p> <p>2) 手続をした者が第六条第二項の規定による代理人若しくは代表者の選任の届出又は第六条の二第一項の規定による復代理人の選任の届出をする場合は、その代理人若しくは復代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつて証明しなければならぬ。</p> <p>3) 特許庁長官は、代理人又は第六条第一項に規定する代表者がした前二項に掲げる手続以外の手続について必要があると認めるときは、代理権又は代表者である旨を証明する書面の提出を命ずることができる。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（願書等の提出）</p>	<p>（代理権の証明）</p> <p>第五条 手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつてこれを証明しなければならない。</p> <p>（共同して国際出願をする者の要件）</p> <p>第十二条 法第二条の経済産業省令で定める要件は、日本国民等を代表者としないう場合であつて、出願人のうち、少なくとも一人が日本国民等であることとする。</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>（願書等の提出）</p>

第十四条 (略)

2 (略)

3 国際出願をしようとする者は、特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に添付することができる。

第十四条 (略)

2 (略)

3 国際出願をしようとする者は、特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、第十六条に規定する方式に従つて作成した願書に添付することができる。

(指定国の記載)

第十四条の二 国際出願をしようとする者は、法第三条第二項の規定により願書に国名を記載した国以外の条約の締約国のすべての国を指定する旨を願書に記載することができる。

2| 前項に規定する旨を願書に記載したときは、条約第二条に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年三月以内に願書に国名を記載した国以外の条約の締約国のすべての国のうち、引き続き指定国としようとする国の国名を記載した書面を特許庁長官に提出することにより、指定国の指定を確認しなければならぬ。

3| 前項に規定する期間内に確認されなかつた指定国の指定は、取り下げられたものとみなす。

4| 第二項の書面は、様式第六の三又は様式第六の四により作成しなければならない。

(願書の記載事項)

第十五条 法第三条第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 出願人のあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、

日本国民等である出願人のうち少なくとも一人のあて名)

二～四 (略)

五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則<sup>4.11</sup>(a)に規

(願書の記載事項)

第十五条 法第三条第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 出願人のあて名

二～四 (略)

五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようと

定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びに当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日

## 六・七 (略)

### (願書の様式等)

#### 第十六条 (略)

2| 前項の書面にする出願人の押印又は署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の押印又は署名とする。

### (認証謄本の提出等)

第二十一条 国際出願において国内出願又は国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、条約第二条に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

#### 2・3 (略)

4 前項の請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張する

する出願又は規則<sup>4.14</sup>に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びにその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則<sup>4.14</sup>に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にあっては、当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日

六 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十四条に規定する二種類の保護を受けようとする出願として取り扱われることを求める場合には、その旨

## 七・八 (略)

### (願書の様式等)

#### 第十六条 (略)

(認証謄本の提出等)

第二十一条 国際出願において国内出願又は国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

#### 2・3 (略)

4 前項の請求をする者は、その優先権を主張する旨及び指定国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該

ための書類の提出を求めることができる。

5 (略)

(手続の補正)

第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。

一 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)の記載があること。

二 提出者の氏名又は名称の記載及び押印又は署名(提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印又は署名)があること。

三 (略)

(手数料の納付の補正)

第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項の規定により納付すべき手数料並びに同条第三項の規定により納付すべき手数料のうち、規則<sup>15.1</sup>に規定する国際出願手数料(以下「国際出願手数料」という。)を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

5 (略)

(手続の補正)

第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。

一 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名の記載があること。

二 提出者の氏名又は名称の記載及び押印又は署名があること。

三 (略)

(手数料の納付の補正)

第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が次の各号に掲げる手数料の種類ごとに当該各号に掲げる期間内に手数料を納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項の規定により納付すべき手数料並びに同条第三項の規定により納付すべき手数料のうち、規則<sup>15.1</sup>に規定する基本手数料(以下「基本手数料」という。)を国際出願が特許庁に到達した日から一月

二 法第十八条第三項の規定により納付すべき手数料のうち規則<sup>15.1</sup>(一)に規定する指定手数料(以下「指定手数料」という。)

イ 優先権の主張を伴わない国際出願にあつては、当該国際

2 (略)

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第三十二条 法第七条第二号の経済産業省令で定める期間は、前条第一項の規定により手数料の納付の補正を命じた日から一月とする。

第三十三条 法第七条第三号の経済産業省令で定める期間は、国際出願日から四月とする。

第三十四条 削除

2 (略)

出願が特許庁に到達した日から一年

口 優先権の主張を伴う国際出願にあつては、その優先日から一年又は当該国際出願が特許庁に到達した日から一月のいずれが遅く満了する期間

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第三十二条 法第七条第一項第二号の経済産業省令で定める期間は、前条第一項の規定により手数料の納付の補正を命じた日から一月とする。

第三十三条 法第七条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、国際出願日から四月とする。

第三十四条 法第七条第二項の規定によるその指定が取り下げられたものとみなす旨の決定は、次の各号により指定手数料が納付されたものとみなされる指定国以外の指定国について行うものとする。

一 出願人が指定手数料を充当する指定国の順序を明記している場合にあつては、納付された指定手数料で充当しうる数の指定国につきその明記された順序に従つて指定手数料が納付されたものとみなす。この場合において、同一の広域特許が求められている指定国群に含まれる指定国の一について指定手数料が納付されたものとみなされたときは、当該指定国群に含まれる他の指定国についても指定手数料が納付されたものとみなす。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、納付された指定手数料で充当しうる数の指定国につきその願書における指定国の記載の順序に従つて指定手数料が納付されたものとみなす。この場合において、同一の広域特許が求められている指定国群に含まれる指定国の一について指定手数料が納付されたものとみなされたときは、当該指定国群に含まれる他の指

定国についても指定手数料が納付されたものとみなす。

(取り下げられたものとみなす指定国の指定)

第三十四条の二 第十四条の二第二項の規定による確認をした者が納付した指定手数料又は確認手数料が、それぞれ、第八十条第一号又は第八十二条第二項の規定により納付すべき額に満たなかつたときは、次の各号により指定手数料及び確認手数料が納付されたものとみなされることにより、指定手数料及び確認手数料がとも納付されたこととされる指定国以外の指定国の指定は、取り下げられたものとみなす。

一 出願人が、手数料を充当する指定国の順序を明記している場合にあつては、納付された手数料で充当しうる数の指定国につきその明記された順序に従つて手数料が納付されたものとみなす。この場合において、同一の広域特許が求められている指定国群に含まれる指定国の一について手数料が納付されたものとみなされたときは、当該指定国群に含まれる他の指定国についても手数料が納付されたものとみなす。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、納付された手数料で充当しうる数の指定国につき第十四条の二第二項に規定する書面における指定国の記載の順序に従つて手数料が納付されたものとみなす。この場合において、同一の広域特許が求められている指定国群に含まれる指定国の一について手数料が納付されたものとみなされたときは、当該指定国群に含まれる他の指定国についても手数料が納付されたものとみなす。

(取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等)

第三十五条 特許庁長官は、法第七条第一項又は第二項の規定により、国際出願又は国際出願に係る指定国の一部の指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、法第七条第一項第三号に該当するものとして

(取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等)

第三十五条 特許庁長官は、法第七条の規定により、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、法第七条第三号に該当するものとして国際出

願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

3 4 (略)

(国際出願等の取下げ)  
第三十六条 (略)

2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国(以下「選択国」という。)が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。

3 (略)  
4 (略)

(手数料の一部返還)

第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち九万七千円を出願人の請求により返還する。

(証明書の請求)

第三十八条 (略)

2 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名(国際出願にあつては国際出願である旨)を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができ

国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

3 4 (略)

(国際出願等の取下げ)  
第三十六条 (略)

2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は選択国が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。

3 (略)  
4 (略)

(手数料の一部返還)

第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち七万二千円を出願人の請求により返還する。

(証明書の請求)

第三十八条 (略)

2 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張するための書類並びにその主張をする旨及び出願しようとする国(国際出願にあつては指定しようとする国)の国名を記載した書面を提出しなければならない。

る。

(国際調査報告の記載事項)

第四十条 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

一～八 (略)

(国際調査機関の見解書)

第四十条の二 特許庁長官は、審査官に、規則43の2.1(a)の規定による国際調査機関の書面による見解(以下「国際調査機関の見解書」という。)を国際調査をする際に作成させなければならない。

2| 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第二十四条<sup>(2)(c)</sup>から<sup>(1)</sup>までのすべてに該当する場合は、国際調査機関の見解書の作成を要しない。

3| 審査官は、国際調査に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号のいずれかに該当するときはその旨を、国際調査に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき同項各号のいずれかに該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした見解を、国際調査機関の見解書に記載するものとする。

4| 審査官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じた場合において、手数料の追加の納付がないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分について国際調査機関の見解書を作成し、その他の発明に係る部分については国際調査機関の見解書の作成を要しない。

(国際調査機関の見解書の記載事項)

第四十条の三 国際調査機関の見解書には、次に掲げる事項を記載し、当該見解を作成した審査官の氏名を表示しなければならない。

(国際調査報告の記載事項)

第四十条 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官が記名し、かつ、印を押さなければならない。

一～八 (略)



ない。

一 国際出願番号

二 出願人の氏名又は名称

三 国際出願日

四 国際調査機関の見解書を作成した年月日

五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

六 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条<sup>(2)</sup>、

<sup>(3)</sup>又は<sup>(4)</sup>に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解

七 前号の見解に関連する技術に関する文献

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2| 審査官は、法第十条第一項の規定による国際予備審査が請求された場合には、国際調査機関の見解書は、規則6.2(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす旨並びに出願人は第五十一条の第二項に定める期間内に答弁書を提出する機会が与えられる旨及び法第十一条の規定による補正書の提出をする機会が与えられる旨を、国際調査機関の見解書に記載しなければならない。

(国際調査報告等の送付)

第四十一条 特許庁長官は、審査官が国際調査報告及び国際調査機関の見解書を作成したときは、当該国際調査報告及び国際調査機関の見解書を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。

2 (略)

(国際調査を要しない国際出願の内容)

第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 コンピューター・プログラム(国内出願において先行技術

(国際調査報告等の送付)

第四十一条 特許庁長官は、審査官が国際調査報告を作成したときは、当該国際調査報告を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。

2 (略)

(国際調査を要しない国際出願の内容)

第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 コンピューター・プログラム

の調査を行うものを除く。)

(文献の写しの請求の様式)

第四十九条の二 文献の写しの請求は、様式第二十の三又は様式第二十の四によりしななければならない。

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち四万千円を出願人の請求により返還する。

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

(国際予備審査の請求期限)

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2) 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求は行われなかつたものとなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち二万九千円を出願人の請求により返還する。

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第七号の事項が記載されている場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願又は実用新案登録出願の審査の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

(国際予備審査請求書の記載事項)

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名、出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名
- 三 六 (略)

(外国語による国際予備審査の請求の言語)

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。

(国際予備審査請求書の様式等)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の書面にする出願人の押印は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の押印とする。

(国際予備審査の開始の請求)

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則9.1(a)の規定に従い、第五十一条の二第一項に規定する期間の満了前に、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始の請求をすることがなされる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりしななければならない。

(国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知)

第五十四条 (略)

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法

(国際予備審査請求書の記載事項)

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名
- 三 六 (略)

(外国語による国際予備審査の請求の言語)

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条の二に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。

(国際予備審査請求書の様式等)

第五十三条 (略)

2 (略)

(国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知)

第五十四条 (略)

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法

律施行令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない。

（国際調査機関の見解書についての答弁）

第五十五条の二 国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、当該国際調査機関の見解書の内容が規則6.2(a)に掲げるものに該当する場合には、規則6.2(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす。

2| 出願人は、前項の国際予備審査機関の書面による見解に対し、国際予備審査を請求した時から第五十一条の二第一項に定める期間の満了までに答弁書を提出することができる。

3| 前項の答弁書は、第六十二条の規定による様式により作成しなければならない。

（国際予備審査報告の記載事項）

第五十六条 国際予備審査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際予備審査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

一〇九（略）

2| 国際予備審査報告には、「特許性に関する国際予備報告（特

律施行令（以下「令」という。）第一条第三項若しくは第五項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされ、又は第六十三条第三項に規定する事由がある出願人若しくはその代理人に係る選択国（他の出願人が当該選択国と同一の選択国を記載している場合にあつては、その選択国を含む。）の記載が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月以内に納付しなければならない。

（国際予備審査報告の記載事項）

第五十六条 国際予備審査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際予備審査をした審査官が記名し、かつ、印を押さなければならない。

一〇九（略）

許協力条約第二章）」という表題を付し、国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である旨を記載しなければならぬ。

(国際予備審査請求書の不備の事由)

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 (略)

四 提出者の氏名若しくは名称の記載又は押印がないこと(提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印がある場合を除く。)

五 (略)

2 令第一条第一項の経済産業省令で定める事由は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(国際予備審査請求書の不備の事由)

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 国際予備審査請求書に記載された選択国がすべて条約第六十四条(1)(a)の規定による宣言をした国であること。

四 (略)

五 提出者の氏名若しくは名称の記載又は押印がないこと。

六 (略)

2 令第一条第一項第二号イの経済産業省令で定める事由は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

3 令第一条第三項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 第五十二条第二号に掲げる事項が記載されていないこと。

二 出願人又はその代理人の氏名若しくは名称の記載又は押印がないこと。

(選択国の職権による抹消)

第六十三条の三 特許庁長官は、国際予備審査請求書に指定国でない国又は条約第六十四条(1)(a)による宣言をした国が記載されているときは、職権によりその国名を抹消しなければならない。

(国際予備審査の請求の手續の補完等の期間)  
第六十九条 (略)

2 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされる前までは、前項の期間を延長することができる。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の納付方法等)

第七十八条の二 法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

第七十九条 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに

(国際予備審査の請求の手續の補完等の期間)  
第六十九条 (略)

2 特許庁長官は、令第一条第三項若しくは第五項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされ、又は第六十三条第三項に規定する事由がある出願人若しくはその代理人に係る選択国(他の出願人が当該選択国と同一の選択国を記載している場合にあつては、その選択国を含む。)の記載が初めからなかつたものとみなされる前までは、前項の期間を延長することができる。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の納付方法等)

第七十八条の二 法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

第七十九条 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに

定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からロに定める金額を減額をした金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

ロ 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

二 法第十八条第一項第四号に掲げる者 二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

定めるところにより算定した基本手数料の金額にロ及び八に定めるところにより算定した指定手数料の金額を加算した金額。ただし、法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、当該加算した金額から二に定める金額を減算した金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚以内の場合にあつては、六百五十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

ロ 百四十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に指定国（第十四条の二第一項の規定により指定する国を除く。）の数（同一の広域特許が求められている指定国群があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数）を乗じて得た金額。ただし、五を超える指定については無料とする。

ハ ロの規定により特許庁長官が告示する金額に第十四条の二第二項の規定により確認する国の数（同一の広域特許が求められている指定国群があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数）を乗じて得た金額

二 二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

二 法第十八条第一項第四号に掲げる者 二百三十三スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

(国際事務局に対する手数料の返還)

第八十一条 (略)

2 国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七条の規定により国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則<sup>54.4</sup>若しくは第五十一条の二第二項の規定により行われなかつたものとみなされたときは、前条第二号に規定する手数料を出願人の請求により返還する。

(手数料)

第八十二条 (略)

2| 特許法第九十五条第四項、第五項及び同条第八項から第十項までの規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。

(国際事務局に対する手数料の返還)

第八十一条 (略)

2 国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七条の規定により国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則<sup>54.4</sup>(a)の規定により行われなかつたものとみなされたときは、前条第二号に規定する手数料を出願人の請求により返還する。

(手数料)

第八十二条 (略)

2| 第十四条の二第二項の規定による確認をする者は、第八十条第一号口の規定により特許庁長官が告示する金額に当該確認をする国の数を乗じて得た金額の二分の一に相当する額の確認手数料を納付しなければならない。

3| 特許法第九十五条第四項、第五項及び同条第八項から第十項までの規定は、前二項の規定により納付すべき手数料に準用する。



実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（書面の記載事項） 第十二条 実用新案法第四十八条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 実用新案登録出願の表示</p>	<p>（書面の記載事項） 第十二条 実用新案法第四十八条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第二十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしななければならない。</p>	<p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は、様式第十六によりしななければならない。</p>

2 } 5 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 商標法第四十一条の二第一項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項の登録料の納付は、法令に別段の定めがある場合を除き、特許印紙をもつてしななければならない。

2 } 5 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 商標法第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付は、法令に別段の定めがある場合を除き、特許印紙をもつてしななければならない。

改 正 案

現 行

（識別番号の表示）

第二条（略）

2 手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）又は特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3（略）

第三条（略）

2（略）

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ）。

（識別番号の表示）

第二条（略）

2 手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令又は商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3（略）

第三条（略）

2（略）

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ）。

）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一～三（略）

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願  
五～十三（略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～三（略）

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願  
五～四十九（略）

五十 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項の証明の請求

五十一 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつ

）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一～三（略）

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
五～十三（略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～三（略）

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
五～四十九（略）

五十 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項の証明の請求

五十一 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつ

て調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十二・五十三 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 特許法第五十条(同法第五百九条第二項及び第六十三條第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。)、又は商標法第十五条の二(同法第十五条の二第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。)、同法第六十五条の五、第六十八條第二項及び平成八年改正商標法附則第十二条において準用する場合を含む。)、若しくは商標法第十五条の三(同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。)、若しくは同法附則第七条(同法附則第十六条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による通知

九〇二十三 (略)

て調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十二・五十三 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 特許法第五十条(同法第五百九条第二項及び第六十三條第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。)、又は商標法第十五条の二(同法第十五条の二第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。)、同法第六十五条の五及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。)、若しくは同法附則第十五条の三(同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。)、若しくは同法附則第七条(同法附則第十六条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による通知

九〇二十三 (略)

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第五条関係）

改正

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第六項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。））第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。））第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第六項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第六項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第七項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第七項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第七項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。））第四十条第七項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

（識別番号の付与）

現行

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第六項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。））第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。））第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第六項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第六項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第七項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第七項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第七項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。））第四十条第七項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付し

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項若しくは第二項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現



ようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしななければならない。

2・3（略）

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）

第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第九項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条第八項、意匠法第六十七条第八項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第八項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条第九項、意匠法第六十七条第九項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第九項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしななければならない。

2・3（略）

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）

第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第九項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条第八項、意匠法第六十七条第八項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第八項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条第九項、意匠法第六十七条第九項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第九項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（平成八年改正法附則第七条第三項等の登録料納付書の様式）            第三条 平成八年改正法附則第七条第三項又は第十五条第二項の規定による更新登録出願に係る登録料の納付（商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。）は、次項の場合を除き、附則様式第三によりしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する更新登録出願に係る登録料の納付（商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合は附則様式第四により、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による登録料の納付に際しての申出をする場合は附則様式第五によりしなければならない。</p>	<p>（平成八年改正法附則第七条第三項の登録料納付書の様式）            第三条 平成八年改正法附則第七条第三項の規定による更新登録出願に係る登録料の納付（商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。）は、次項の場合を除き、附則様式第三によりなければならない。</p> <p>2 前項に規定する更新登録出願に係る登録料の納付（商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。）を電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディスクの提出により行う場合は附則様式第四により、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による登録料の納付に際しての申出をする場合は附則様式第五によりなければならない。</p>